過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

井 悟 司

谷

はじめに

日本法における議論状況の整理と課題の抽出

過失犯の一般的成立要件としての結果回避可能性

結果回避可能性の判断方法

許される仮定の範囲

三 ドイツ法における回避可能性要件の理解

小括と検討

回避可能性要件の内容と位置づけ

回避可能性要件の要否(以上、第一二四巻一一・一二号)

過失の競合事案における回避可能性判断に対するドイツ法のアプローチ

裁判実務における認定方法

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井) 学説における理論構成

3 小 括

五 過失の競合事案における結果回避可能性要件の判断手法に関する検討

- 1 結果回避可能性判断を回避する方策の採用可能性
- 2 他者の注意義務違反による結果回避不可能の主張が許されない根拠
- 六 おわりに (以上、本号)

他者の注意義務履行の仮定が許される範囲

匹 過失の競合事案における回避可能性判断に対するドイツ法のアプローチ

避可能性を否定しなければならないのであろうか。それとも、反対に、他者の合義務的態度の仮定を許すなど、何らかの方法によ 避可能性判断に、疑問が投げ掛けられた。そうだとすれば、過失の競合事案においては、常に他者の注意義務の違反を仮定し、 どのような態度をとるのかを断定することはできないはずであるとの指摘がたびたびなされているように、行為者の合義務的態度 よそ不可能であるようにも思われたのである。このような意味で、原理的に不可能な証明を要求することになりかねない上述の回 と結果不発生との間の中間項ともいうべき他者の注意義務の履行について、確実性に境を接する蓋然性の存在を証明することはお ながら、人には意思の自由が認められており、その行動は法則的に決定されているものではない以上、特定の状況下において人が を接する蓋然性をもって、同様に他者も注意義務を履行し、結果が発生しなかったであろうといえるかどうかが問われる。 た必要となる過失の競合事案においては、回避可能性要件を判断するにあたり、行為者が注意義務を履行したならば、確実性に境 なものとなることが指摘されてきた。たとえば、結果回避のためには行為者の注意義務履行だけでなく、他者の注意義務履行もま て結果は発生しなかったであろうといえなければならないとされるが、このような判断は、過失の競合事案においてしばしば困難 前章でみてきたように、過失犯の成立には一般に、行為者が合義務的態度をとっていたならば、確実性に境を接する蓋然性をもっ

り回避可能性を肯定することはできないのであろうか。こういった疑問から、過失の競合事案において、結果回避のために必要と と同様、議論されることとなったのである。この問題について、ドイツ法においては、判例・学説上、実に様々なアプローチがと なる他者の態度をどのように取り扱うべきなのか、そして、回避可能性要件の充足をいかにして判断すべきであるのかが、

られてきた。そこで以下では、わが国の法解釈への示唆を求めて、これらのアプローチをみていく。

1 裁判実務における認定方法

回避可能性を認定することができるとするものである。これも同様に、先に述べた「義務履行前提型アプローチ」に等しい。以下 務履行認定型アプローチ」に等しい。もう一つは、このような可能性が残るとしても、他者の合義務的態度を仮定して、被告人に 義務的態度をとらなかった可能性が残る以上、回避可能性を認定することができないとするものである。これは、先に述べた「義 チをとっているものとみられる。一つは、上述した回避可能性判断を堅持し、被告人が合義務的態度をとったとしても、他者は合 かったという事実関係のもとで、当該被告人に関する回避可能性の判断に迫られた。その際、BGHは、大別すると二つのアプロー 人が合義務的態度をとっていたならば、他者もまた同様に合義務的態度をとっていたであろうかが、証拠上必ずしも明らかではな この点、BGHは、結果回避のためには被告人の注意義務の履行に加えて、他者の注意義務の履行も必要であったものの、被告

(1) 義務履行認定型アプローチを採用したBGH判例

では、それぞれのアプローチを採用したBGH判例を概観する。

瘍により死亡したというものである。本件では、被告人が炎症の徴候を報告していたとしても、共同被告人は必要な処置を何も講 みられたにもかかわらず、主任医師であった共同被告人にこれを報告しなかったため、必要な処置を受けられなかった同患者が膿 まず、この類型に属するものとして、たとえば、膿瘍事件が挙げられる。事案は、医師であった被告人が、患者に炎症の徴候が(87)

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

七三

ないのであれば、被告人について合義務的態度による回避可能性は否定されるとの理解が背後にあるものといえよう。 (&) 係を認める余地はない旨判示している。これは、判決文上明示されているわけではないが、被告人が合義務的態度をとっていたと 共同被告人は必要な処置を何も講じなかった可能性を排除することができないのであれば、 じなかった可能性が否定できなかったことから、被告人が報告を怠った不作為と患者の死亡との間の因果関係が争点となった。 て、原判決を破棄し、 以上の事実関係につき、BGHは、このような疑いを十分に検討することなく因果関係を肯定したLGは審理不十分であるとし 確実性に境を接する蓋然性をもって、同様に共同被告人も合義務的態度をとり、 事件を別の刑事部に差戻すことが適当であるとした。その際、 BGHは、 結果が発生しなかったであろうとはいえ 被告人の不作為と結果との間の因果関 被告人が報告していたとしても、

て、血液バンクの副所長であった被告人は、所轄庁、ならびに、自分の上司にあたる同バンクの所長であった共同被告人に対して があったため、そこで保管されていた保存血液に細菌が感染し、 続いて、血液バンク事件が挙げられる。事案の概要は以下のとおりである。ある血液バンクにおいて、衛生上の安全対策に不備(%) 同血液を投与された患者が死亡した。このような輸血事故につい

であった被告人は、 に是正されていたかは疑わしく、本件輸血事故が阻止されていたとは言いがたい以上、それにもかかわらず被告人の不作為と患者 適切な取り扱いについて、 このような回避可能性をただちに認めることはできないとした。すなわち、BGHは、 保存血液の不適切な取り扱いに関する情報提供を怠ったことを理由に、過失致死罪に問われた。 の死亡結果との間の因果関係を肯定したLGの原判決は不当であるとしてこれを破棄し、 ていたならば、 これに対して、BGHは、 さらに、工場リーダー事件もこの類型に属する。事案の概要は次のとおりである。運送会社が所有する自動車工場の工場リーダー(90) 確実性に境を接する蓋然性をもって結果が発生しなかったであろうといえる場合に限られるところ、 自らが検査を担当していたセミトレーラーにブレーキの不具合があることを発見した。ただし、 所轄庁や共同被告人に情報提供したとしても、 確立した判例によれば、義務に違反した不作為が結果の原因となるのは、 所轄庁や共同被告人によってこのような取り扱いが実際 被告人が血液バンクにおける保存血液の不 事件を別の刑事部に差戻したのである。 被告人が合義務的に行為し その際、

用を禁止するべきであるとの意見を具申した。ところが、共同被告人は、被告人からの意見具申を受け入れず、引き続き使用する 会社グループの若社長であった共同被告人に対して、前輪プレーキに不具合が認められたことを報告し、本件セミトレーラーの使 よう決定したところ、走行中のブレーキの不作動による事故で、本件セミトレーラーの運転手ほか二名が死亡した 人は、不具合の原因がもっぱら前輪のブレーキにあるものと考え、後輪のブレーキの検査を怠っていた。そして、被告人は、 運送

刑事部に差戻したのである。本判決もまた、被告人が合義務的態度をとっていたとしても、確実性に境を接する蓋然性をもって、 それにもかかわらず因果関係を肯定したLGの判断には、その認定に不十分な点がみられるとして、原判決を破棄し、 告人が実際に自らの決定を覆していたであろうかは、いまだ十分に立証されていないと判断したのである。それゆえ、BGHは、 の後輪にまでブレーキの不具合が認められることを報告していたとしても、 た被告人の不作為と本件事故結果との間の因果関係を疑問視した。すなわち、被告人が本件セミトレーラーの前輪だけでなく、 これにつき、BGHは、本件セミトレーラーの後輪ブレーキの摩耗を含むブレーキ全体の状態を共同被告人に対して報告しなかっ 本件セミトレーラーの使用中止に躊躇していた共同被

度による回避可能性を肯定することに消極的な態度をとったものといえよう。 (タイ) 近時の判例として、アイススケート場事件が挙げられる。事案の概要は以下のとおりである。二〇〇六年一月二日、(5)

同様に共同被告人も合義務的態度をとり、結果が発生しなかったであろうとはいえないことを理由に、被告人について合義務的態

根が許容重量を超えた積雪により崩落し、来場者計二一名が死傷するという事故が発生した。本件アイススケート場は、その屋根 た。というのも、 で、本件アイススケート場の状態は一般的にみて良好なものであると述べ、その屋根の構造に欠陥が認められることを指摘しなかっ 合スポーツ施設の改築費用を見積もる鑑定を委託された。被告人は、二〇〇三年に、 部分に構造上の欠陥が多数あったことから、許容重量に大きな問題を抱えていた。建築技師であった被告人は、 Bad Reichenhall 市が経営する室内プール場およびアイススケート場からなる複合スポーツ施設において、アイススケート場の屋 その際、 被告人は、 本件アイススケート場の屋根の構造を十分に調査していなかったからである。その後も、 鑑定の結果を調査レポートにまとめ、 同市から、

七五

同

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

(谷井)

た疑いが浮上し、被告人の上記不作為と本件崩落事故との間の因果関係が争われることとなった。(※) が適切な調査を行い、適切な調査結果を報告していたとしても、同市の責任者らはこれに取り合わず、必要な対策を何も講じなかっ 陥が存在する可能性のあることを指摘されていたものの、これに応ずることはなかったという事実も認められたことから、被告人 このことに関してさらに徹底的に調査するよう指示し、屋根の許容重量の問題について対策を講じていたであろうと考えられたの 以上の事実関係につき、被告人は、本件アイススケート場の屋根を手で触れるなどして直接的に調査し、構造上の欠陥の徴候につ 市によって当該屋根の構造の許容重量に関する調査などの措置が実施されることのないまま、本件崩落事故が発生するに至った。 である。しかしながら、同市は、二○○二年と二○○四年にも、被告人とは別の建築家から、本件アイススケート場に構造上の欠 なわち、被告人がこのような適切な調査を実施し、屋根の構造に欠陥があることを同市に指摘していたならば、同市の責任者らは、 いて Bad Reichenhall 市にこれを指摘することを怠るという不作為によって、本件崩落事故を生じさせたとして、起訴された。

崩落事故は回避されていたであろうと認定することはできないと判示した。 を行い、適切な調査結果を報告していたならば、確実性に境を接する蓋然性をもって、同市の責任者らは必要な対策を講じ、 この点について、LGは、Bad Reichenhall 市が別の建築家からの指摘に応じなかったことなどを理由に、被告人が適切な調査

となっていたであろうと判示した。それゆえ、BGHは、被告人が合義務的態度をとったとしても実際に同市の責任者らがこれに 調査・報告はむしろ、別の建築家からの指摘とは異なり、同市の責任者らにとって無視することができない「警告信号(Alarmsignal)」 られるという確信を、合理的に排斥する場合には、被告人の不作為と本件崩落事故との間の因果関係が否定されるとの理解を示し 否しつつ、被告人が合義務的態度をとっていたとしても同一の結果が生じていたであろうという疑いが、反対事実、すなわち、被 た。その上で、 告人が合義務的態度をとっていたならば同一の結果は生じなかったであろうという事実が確実性に境を接する蓋然性をもって認め これに対して、BGHは、まず、先にもみたトレーラー事件を引用した上で、いわゆる危険増加論に依拠することを明示的に拒(タタ) BGHは、被告人の合義務的態度による回避可能性の存在を否定したLGの証拠評価を疑問視し、 被告人の適切な

対応することはなかったのかは更なる検討を要するとして、原判決を破棄し、事件を別の刑事部に差戻したのである。このように(%) 性をもって、直接的な結果回避措置を講ずることが可能であった同市の責任者らがしかるべき対応をとり、 BGHは、 原審であるLGと証拠評価に差異はあるものの、被告人が合義務的態度をとっていたならば、 確実性に境を接する蓋然 結果が発生しなかった

(2) 義務履行前提型アプローチを採用したBGH判例

であろうことについて事実認定を要するとの理解を示したものといえよう。

可能性を肯定しようとした判例としては、著名な皮革スプレー事件を挙げることができる。事案の概要は以下のとおりである。(ダ) の健康被害を生じさせたというのである。もっとも、被告人各人は、このような措置を講じていたとしても、(%) 役会の決議を獲得するために実施可能かつ期待可能な措置を講ずべきであったのに、不注意にもこれを怠った不作為により、 反対することによって、いずれにせよ回収決議を実現することができなかった可能性があるとして、被告人らの前述した不作為と 以前に発生した四件の被害について過失傷害罪に問われた。すなわち、被告人四名は、必要な回収を命令し遂行させるという取締 たところ、その後も同様の被害が発生した。このような事実関係のもとで、被告人S、Dr. Sch、W、 策を行わない旨決議し、子会社にあたるS社、E社の取締役であった被告人W、Dもこれに従い、 あった被告人S、Dr. Sch ほか二名が、中央研究所所長であった被告人 Dr. B の調査報告を受け、 社製品の皮革スプレーが原因と思われる複数の健康被害の報告を受けたW社において臨時取締役会が開催されたものの、 これに対して、他者も合義務的態度をとっていたであろうことについて事実認定を経ることなく、これを前提とすることで回避 同製品の販売停止や回収等の対 同製品の製造・販売が継続され Dの四名は、 他の被告人が回収に 臨時取締役会 四件

をもって結果が回避されていたであろうことが必要であるとして、 この点について、 BGHはまず、不作為の因果関係を肯定するためには、 合義務的代替態度による回避可能性の判断に関して、 命令された作為によって、 確実性に境を接する蓋然性 従来の判

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

(谷井)

七七

結果との間の因果関係に疑義が向けられたのである。

うが、それによって刑法上の結果帰属の余地が一切認められなくなってしまうということは是認しがたい結論である、と述べて 収決議が、複数の関与者の共働によってはじめて実現されうる場合、協力権限があるのにもかかわらず必要な措置に向けた寄与を 照らせば、不作為の領域においては、結果発生を防止するために必要な措置、たとえば、本件でいうところの取締役会における回 例と同様の立場に依拠することを明示する。その際、従来の判例はいわゆる危険増加論に依拠するものではないことが指摘されて る義務履行前提型アプローチを採用したのである。(『) 不作為と結果との間の因果関係を認定したものとみられる。そして、その理由についてBGHは、さもなければ、(%) なく、その他の被告人の合義務的態度をも仮定することによって、合義務的態度による回避可能性の存在を肯定し、被告人各人の ければならない、というのである。これは、被告人各人の回避可能性判断にあたり、当該被告人の合義務的態度を仮定するだけで 果たさなかった者はすべて、当該措置の不実施につき原因を設定したものといえ、そのことから生じた結果について責任を負わな の寄与が重なり合ってはじめて構成要件的結果を惹起せしめた場合には、各人の寄与それぞれが当該結果の原因になるとの原則に に述べて、過失傷害罪における不作為の因果関係を肯定した。すなわち、複数の行為者らが互いに独立して寄与を果たし、 も責任を負わなくなってしまう結論は不当であるとして、このことを理由に、他者の合義務的態度を仮定して回避可能性を判断す る。すなわち、BGHは、 在する会社の場合、各人は、他の取締役の義務に違反した不作為を指摘することで、自己の責任を免れることが可能となってしま な措置を講ずることによって、回収決議がなされていたであろうか否かが決定的であると述べる。その上で、 したがって、被告人各人が、必要な回収を命令し遂行させるという取締役会の決議を獲得するために実施可能かつ期待可能 他者の義務違反を指摘することによって被告人各人が責任を免れ、ひいては、発生した結果について誰 BGHは、 取締役が複数存 次のよう

3) 両アプローチの選択基準

以上みてきたように、 結果回避のためには被告人の合義務的態度に加えて、 他者の合義務的態度をも仮定する必要がある過失の

どのように使い分けているのであろうか。 的態度に関する事実認定の要否という点で、このような一見すると矛盾するかのようにも思われる二つのアプローチを、 ような事実関係のもとでは、被告人の回避可能性の存否について正反対の結論を導くものとなる。そうだとすれば、 義務的態度をとっていたならば、他者もまた同様に合義務的態度をとっていたであろうかが、証拠上必ずしも明らかではなかった ができるとする「義務履行前提型アプローチ」とを選択的に採用していることがわかる。もっとも、 ことが認定できなければならないとする「義務履行認定型アプローチ」と、事実認定の成否を問わず、このことを前提とすること この点、 BGHは、 先にみた血液バンク事件およびアイススケート場事件において、 両アプローチの選択基準についても言及し 両アプローチは、 他者の合義務 被告人が合 B G H は

競合事案において、BGHは、被告人に関する回避可能性を認定するにあたり、他者も同様に合義務的態度をとっていたであろう

ている

血液バンク事件では、被告人らが負う義務の性質の差異が注目された。BGHによれば、皮革スプレー事件においては、

まず、

同して実施することが要求されているものではなく、むしろ、同人に代わり、もっぱら被告人が単独で実施すべきものであったこ 副所長であった被告人が怠った保存血液の不適切な取り扱いに関する情報提供は、所長であった共同被告人との共同答責のもと共 用する判断が下されたのに対して、血液バンク事件においては、このような答責が存在しないという。すなわち、BGHによれば、 複数の取締役らが製品回収につき共同かつ同等の答責を負っていたことが重視されたために、「義務履行前提型アプローチ」を採

とから、本件血液バンク事件は、皮革スプレー事件と事案を全く異にするというのである。それゆえ、血液バンク事件においては、 共同被告人の合義務的態度について「義務履行認定型アプローチ」が採用されることとなった。そこでは、共同かつ同等の答責と

他方、 アイススケート場事件では、 被告人らの義務違反の関係性に焦点が当てられた。すなわち、「義務履行前提型アプローチ」 して被告人らが義務を負っていたのか否かが、両アプローチの選択基準とされたものとみられる。

を採用した皮革スプレー事件は、 取締役という同一の立場にあった被告人らによって回収決議の獲得に向けた努力が何もなされな

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

七九

求められているという見方もできよう。 そもそも事案が異なるというのである。それゆえ、アイススケート場事件においては、上述したとおり「義務履行認定型アプロー 行的になされたものであるのか、それとも、相前後してなされたものであったのかという、行為者各人の義務違反同士の関係性に チ」を適用すべきであると理解しているものとみられる。したがって、両アプローチに関する選択基準は、行為者の義務違反が並(回) チ」を適用すべきであるとするのに対して、アイススケート場事件のような、複数人が相前後して義務に違反した不作為をなして 反した不作為をなしている場合には、各人の回避可能性を認定するにあたり、他の行為者の態度に関して「義務履行前提型アプロー チ」が採用されることとなった。このような判断に照らせば、BGHは、皮革スプレー事件のような、複数人が並行的に義務に違 策を講じなかったという、複数の不作為が相前後してなされた事案であるとして、皮革スプレー事件のような委員会決議事例とは れていた。それに対して、BGHによれば、本件アイススケート場事件は、被告人が調査・報告を怠り、市の責任者らも必要な対 力しても、いずれにせよ他の被告人らによって反対されていたであろうことを指摘して、自己の責任を免れることはできないとさ かった結果、取締役会において回収決議が行われなかったという事案であって、その場合には、被告人は誰一人として、 いる場合には、先行している行為者について回避可能性を認定するにあたり、後行行為者の態度に関して「義務履行認定型アプロー 自らが努

と「義務履行前提型アプローチ」とを選択的に採用しているものといえる。 このように、BGHは、被告人らの義務の性質の差異や、各人の義務違反同士の関係性に着目して、「義務履行認定型アプローチ」

2 学説における理論構成

心的に論じられることとなった。というのも、学説においては、次のような二つの問題意識が議論の出発点となっていたからであ 以上のようなBGH 行為者の回避可能性を判断するにあたって、いかなる場合に他者の合義務的態度を仮定することが許されるのかが、 の判断と並んで、学説は、過失の競合事案における回避可能性判断の理論化という問題に取り組んできた。

これらの問題意識から、学説上、過失の競合事案における回避可能性判断という問題について、様々な理論構成が模索されてきた る。まず、一つ目の問題意識として、本章の冒頭でも述べたように、特定の状況下において人がどのような態度をとるのかを断定 く別の帰属基準を定立するその他のアプローチに大別することができる。以下では、学説において主張されてきた各アプローチを の合義務的態度に関する厳格な証明を不要とする危険減少説、さらには、 履行前提型の回避可能性説、そして、これらとは異なり仮定的判断の対象を回避可能性ではなく危険減少の有無とすることで他者 のである。具体的には、わが国の議論や先にみたBGHのアプローチとも共通する義務履行認定型の回避可能性説、および、 すれば、行為者に注意義務を課したことの意義が失われかねないとして、そのような帰結の妥当性に疑義が向けられたのである。 態度をとり、結果を回避することはできなかったであろうという仮定的な判断を持ち出して行為者が責任を免れることができると 他者の義務違反を理由に免責を主張することは真に許されてよいのかが疑問視された。すなわち、いずれにせよ他者が義務違反的 は常に否定され、行為者は容易に自己の責任を免れることが可能となってしまう。そこで、もう一つの問題意識として、 ることはおよそ不可能になるというのである。しかしながら、そうだとすれば、過失の競合事案においては、 義務を履行したならば、確実性に境を接する蓋然性をもって、同様に他者も注意義務を履行し、結果が発生しなかったであろうと することはできないのではないかとの指摘がなされていた。すなわち、支配的見解とされる回避可能性説によれば、 いえる場合にはじめて、行為者に回避可能性が認められるところ、人の行動の非決定性に鑑みれば、他者の合義務的態度を認定す 回避可能性や危険減少といった仮定的判断に代わって全 行為者の回避可能性

(1) 義務履行認定型の回避可能性説

概観する

過失の競合事案における回避可能性判断の問題に対するアプローチとしては、まず、前述した回避可能性説による判断手法を堅 行為者の回避可能性の存否を判断することが考えられる。すなわち、 回避可能性説に依拠し、行為者が注意義務を履行し

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

なければならないこととなる。このような理解は、膿瘍事件をはじめとする義務履行認定型アプローチを採用した一連のBGH判。(١º) 見解の特徴は、皮革スプレー事件でみられたような義務履行前提型アプローチとは異なり、他者もまた合義務的態度をとっていた 例と整合するものであり、義務履行認定型の回避可能性説と呼ぶことができる。 ないのであれば、疑わしきは被告人の利益にの原則から、他者の義務違反的態度が前提とされ、それゆえ、回避可能性は否定され であろうといえるか否かを、実際に判断することが要求される点にある。したがって、他者の合義務的態度を認定することができ が必要であるとした上で、これに成功した場合にのみ、行為者につき回避可能性を肯定することができるとするものである。この たならば、確実性に境を接する蓋然性をもって、同様に他者も注意義務を履行し、結果が発生しなかったであろうことの事実認定

疑いがあるにもかかわらず、他者の合義務的態度を前提に回避可能性を肯定しようとすれば、それは疑わしきは被告人の利益にの これに対しては、人はどのような態度をとったであろうかということが法則的に決定されているものではないとしても、そのこと 原則に反して許されないと評価されることとなるのである。 とはやむを得ない帰結とされよう。むしろ、他者が義務違反的態度をとり、いずれにせよ結果が発生していたかもしれないという の合義務的態度による回避可能性に疑いが向けられることを意味するものである以上、行為者がこのことを理由に責任を免れるこ ような立証が実際に不可能であったとしても、それは、他者が義務違反的態度をとる可能性が残るということ、すなわち、行為者 がただちに、他者の仮定的な態度の事後的な立証が不可能になることに繋がるわけではないとの指摘もなされており、かりにそのがただちに、他者の仮定的な態度の事後的な立証が不可能になることに繋がるわけではないとの指摘もなされており、 か、そして、行為者が他者の義務違反を理由に免責を主張することは許されるのかといった疑問が向けられよう。しかしながら、 同説に対しては、先にみたように、特定の状況下において人がどのような態度をとるのかを断定することはできないのではない

〔2〕 義務履行前提型の回避可能性説

これに対して、 回避可能性を判断するにあたり、 他者の合義務的態度を仮定してよいとする見解がある。 すなわち、 回避可能性

度をとっていたであろうことが前提とされる結果、行為者には回避可能性が肯定されることとなる。これは、皮革スプレー事件に よれば、他者の義務違反的態度による回避不可能性を理由として行為者が責任を免れることは許されず、他者も同様に合義務的態 を経ることなく、他者の合義務的態度を前提に行為者の回避可能性を判断することができるとするものである。このような理解に 説に依拠しつつも、行為者が合義務的態度をとっていたならば、同様に他者も合義務的態度をとっていたであろうという事実認定 おいてみられた義務履行前提型アプローチに等しいものであり、義務履行前提型の回避可能性説と呼ぶことができる.

ことはもとより、このような帰結は、法益保護という原則の矛盾を意味するものでさえあるというのである。以上の理由から、(旦) 者の義務違反的態度を指摘して行為者が結果回避の不可能性を主張することは禁止され、このことの反対解釈として、他者の合義 められるとされる。すなわち、行為者が合義務的態度をとっていたとしても、他者は義務違反的態度をとり、 発生したであろうという主張を許してしまえば、行為者に注意義務を課した意義が失われ、法益保護が貫徹されなくなってしまう このように、回避可能性判断にあたって、他者の義務違反的態度の仮定は許されないということの根拠は、法益保護の観点に求 いずれにせよ結果は

務的態度を前提に、行為者の回避可能性が判断されることになる。

もっとも、他者が義務違反的態度をとっていたであろうことが確実な場合の取り扱いについては、同説の内部でも差異がみられ

可能性は否定されるとする見解もみられる。後者の見解については、他者が義務違反的態度をとっていたであろうことが確実な場で れる一方で、他者の合義務的態度を前提とすることは、あくまで反証可能な推定にすぎないのであって、そのような場合には回避 る。すなわち、このような場合であっても、他者の合義務的態度を前提に回避可能性を肯定することができるとする見解が主張さ 合、すなわち、結果回避のチャンスがおよそ存在しない場合に限って結果帰属が否定されることになることから、 後述する危険減

が自己の責任を免れることは許されないという価値的評価のもと、 以上みてきたように、義務履行前提型の回避可能性説は、法益保護の見地から、 他者の合義務的態度を前提に行為者の回避可能性を肯定すると 他者の義務違反的態度を指摘することで行為者

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

少説と結論を同じくするものといえる。

回避可能性要件を一定程度規範的に判断する点にその特徴があるといえよう。

(3) 危険減少説

いたであろうといえない限りは、結果帰属に必要な危険減少が肯定されることとなろう。(凹) て、少なくとも、行為者が合義務的態度をとっていた場合に、確実性に境を接する蓋然性をもって他者は義務違反的態度をとって 務的代替態度による危険減少、すなわち、結果回避のチャンスの存在で足りることから、行為者が合義務的態度をとることによっ て、他者に対して合義務的態度をとるチャンスが与えられたということができれば、結果の帰属は認められることとなる。したがっ 以上の見解に対し、 危険減少説からは、合義務的代替態度による確実性に境を接する蓋然性をもった回避可能性ではなく、合義

型の競合にあたるとしている。そして、Grecoによれば、並行型の競合事案においては、危険減少説によったとしても、 場合には、皮革スプレー事件における取締役らがそうであったように、複数の現実の義務違反すべてにつき結果帰属を認めること て連続的に(nacheinander)なされたものであるのかを区別して考えるべきであるとする。というのも、前者の並行型の競合の(旦) それ以外の場合、すなわち、一方の行為者がもう一方の行為者の態度を基礎に自身の態度決定をすることが可能な場合には、 る。なお、ここでいう並行型と順次型の区別について、Greco は、一方の行為者が自身の態度を決定するにあたってもう一方の行(=) うであったように、先行する義務違反に対する結果帰属のみが問題となっていることから、両者は問題状況が異なるというのであ ができるのか否かが問題となっているのに対して、後者の順次型の競合の場合には、アイススケート場事件における建築技師がそ 的に(gleichzeitig bzw. parallel)なされたものであるのか、それとも、アイススケート場事件などのように、不作為が相前後し Greco は、中でも過失不作為の競合事案を念頭において、皮革スプレー事件のように、注意義務に違反した複数人の不作為が並行 為者の態度を基礎とすることができない場合には、不作為が並行的になされたと評価できるとして、並行型の競合にあたるとし、 この点、Grecoは、危険減少説に依拠した上で、過失の競合事案における危険減少判断について詳細な分析を加える。その際、

事案においては、先行する行為者の合義務的態度による危険減少を認めうることから、結果帰属を肯定することが可能であるとさ るためには、支配的見解によって否定されるところの過失共同正犯として構成する他ないとされる。これに対して、 (図) ならば、 者が合義務的態度をとるであろうことは経験則として用いることができるという。それゆえ、行為者が合義務的態度をとっていた れる。すなわち、Grecoによれば、法というものは、現に人々が主として拠り所としているところの行動指針であることから、 結果帰属は認められないこととなる。それゆえ、Greco の分析によると、並行型の競合事案において行為者全員に結果帰属を認め は他の行為者にもあてはまることから、結論として、並行型の競合事案においては、行為者全員について、危険減少を理由とした 態度をとって回収に賛成する投票を行ったとしても、それにより他の行為者に対して回収賛成票を投じるチャンスが与えられたと というのである。その意味するところは、たとえば、皮革スプレー事件のような委員会決議事例の場合、行為者の一人が合義務的 ら、行為者の合義務的態度による結果回避のチャンスはおよそ存在せず、危険減少は認められないという点にあろう。 いうことができないのはもとより、それだけではその者らによって投じられる多数の回収反対票を覆すことも不可能であることか 人に結果帰属を認めることはできないとされる。というのも、行為者の合義務的態度による結果回避のチャンスの存在が疑わしい 経験則上、他者も合義務的態度をとっていたであろうということができ、行為者の合義務的態度によって結果回避のチャ 同様のこと

(4) その他のアプローチ

ンスが存在することを認定できるというのである。

を志向するものであり、 他者の合義務的態度の蓋然性や結果回避の確実性を緩和することを図ったものであるといえよう。これに対して、以下でみる 義務履行前提型の回避可能性説および危険減少説は、この仮定的判断に際して要求される水準、

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

う、仮定的な判断を用いる点で共通している。義務履行認定型の回避可能性説はまさに、このような仮定的判断を厳密に行うこと

以上みてきたアプローチはいずれも、行為者が合義務的代替態度をとっていたならば事態はどのように推移したであろうかとい

八五

な観点から過失の競合事案における結果帰属の問題を解決しようと試みるものである。すなわち、 避にとって不適切な態度をとったことにより、結果が発生したという現実の事象経過こそが重要であるとして、このような事実的 アプローチは、このような仮定的判断ではなく、行為者が義務違反的態度をとり、 定に代えて現実の事象経過を問題とすることで、 回避可能性判断という仮定的判断を行うがゆえに生じる問題を克服しようとする 他者もまた義務違反的態度、 行為者の合義務的代替態度の仮 あるいは、 結果回

見解といえよう

に従って行為することのみならず、他の行為者もまた規範に従って行為することが仮定されるというのである。このような理解は、 示すのが回避可能性であるとされる。したがって、過失の競合事案においても、結果帰属を判断するにあたり、^(図) れた規範の総体を基準に判断されることとなる。ゆえに、具体的適性としての回避可能性を判断するにあたっては、 が規範に従って行為することでもってのみ結果の回避が可能であったような場合には、具体的適性の存否は複数の行為者に向けら 適性としての回避可能性の存在を妨げる事情にはならないという。すなわち、過失の競合事案において、たとえば、複数の行為者 が確認されることとなる。もっとも、その際、他者がどのような態度をとっていたであろうかを仮定的に判断することは、 行為規範が結果阻止にとって具体的に適するものであったと事後的に証明することが必要であり、このような具体的適性の存在を (a) たとえば、Ast は、行為帰属という観点からこの問題に取り組んだ。まず、Ast によれば、結果帰属を肯定するためには、 前述した義務履行前提型のアプローチに等しいものといえよう。 回避可能性の存在 行為者が規範 具体的

事案においては、 る自己答責性の原則からすれば、このように結果発生の原因となった他者の行為についてまで行為者がなぜ責任を負わされること 能性だけでは不十分であるとされる。むしろ、このような事例において結果帰属を考える上で重要なのは、 の行為を帰属させることができるのか否かという視点であり、 しかしながら、 他者の行為を介して結果が発生しているところ、自らの行為から生じた結果についてのみ責任を負わされるとす Astによれば、過失の競合事案において、行為者への結果帰属を肯定するためには、 支配的見解はこの点を看過しているという。 具体的適性としての回避 すなわち、 行為者に対して、 過失の競合

になるのか、その説明が必要であるというのである。そこで Ast は、他者の行為について責任を負わせるためには、皮革スプレー(宮) いて実務上しばしば困難となる問題を克服して、他人の行為の帰属を説得的に説明することができるという。(ヒノ) ある。Astによれば、このような特別な帰属根拠を提示することによって、人の態度の仮定的判断といった、過失の競合事案にお 事件のような場合には共同正犯、アイススケート場事件のような場合には間接正犯という特別な帰属根拠が必要であると説くので

他方で、Puppeは、過失犯における結果帰属を肯定するためには、行為者の注意義務違反から結果が生じたことを一般法 回避可能性要件を超えて、行為帰属という、結果帰属判断のための新たな視点を明らかにしたのである

則に照らして説明可能であるか否かを問うことが重要であるとする。それゆえ、過失の競合事案においては、行為者が義務違反的[図) るのは、たとえば、先に挙げた膿瘍事件や血液バンク事件のような、行為者が他者に対して結果回避行動に出る機会を与えなかっ 態度をとり、他者もまた義務違反的態度、あるいは、結果回避にとって不適切な態度をとったことにより、結果が発生したという た事例、 一連の事象経過を、 換言すれば、情報提供をするなどして他者を結果回避のために介入させるべき注意義務に行為者が違反した事例である。 法則的に説明することができるか否かが、結果帰属の基準とされることになる。ここで Puppe が想定してい

このような事案においては、回避可能性説によれば、行為者が合義務的態度をとったならば、他者も同様に合義務的態度をとっ

判断する可能性を提示する。すなわち、Puppeによれば、法的法則に従って考えると、本来的には他者が注意義務を履行して結果 問いに回答することは原理的に不可能であるとされる。しかしながら、同時に Puppe は、他者の仮定的な義務違反的態度を引き は生じなかったはずであるのに、 負う者が理性的にその義務に従うことを前提としてよいという法的法則を援用し、他者が合義務的態度をとることを前提に帰属を 的態度をとっていたであろうという仮定は、帰属の判断において考慮することができないという。そこで、Puppeは、法は義務を 合いに出して、行為者が自己の責任を免れることは許されないとして、行為者が合義務的態度をとったとしても、 ていたであろうか否かが問われるところ、Puppeによれば、人の態度を決定する一般的な因果法則は存在しない以上、このような 他者が注意義務に違反したのは行為者が注意義務に違反したことによるものといえることから、 他者は義務違反

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

経過は法則的に説明可能であるというのである。 行為者が義務違反的態度をとり、他者もまた義務違反的態度とることとなり、それゆえに結果が発生したという形で、一 連の事象

とみることができるという。以上のことを前提とすれば、行為者が義務違反的態度をとり、他者も結果回避にとって不適切な態度とみることができるという。以上のことを前提とすれば、行為者が義務違反的態度をとり、他者も結果回避にとって不適切な態度 をとることとなり、それゆえに結果が発生したという形で、一連の事象経過を法則的に説明することが可能となろう。 義務を負っていない他者であっても結果回避にとって適切な行動をとることによって結果が生じなかった可能性があったにもかか ことができないことから、Puppe は蓋然性法則による解決を提示する。すなわち、Puppe によれば、蓋然性法則に従って考えると、 わらず、行為者が注意義務に違反したことによって、そのような他者による救助可能性は排除され、結果発生の蓋然性が増加した これに対して、義務を負っていない他者の態度が介在する事案における帰属の判断については、このような法的法則を援用する

ローチの理解を部分的に取り入れるのである。 者であったか否かに応じて、法的法則による他者の合義務的態度の仮定や、蓋然性法則による危険増加判断という、 こうして Puppe は、 回避可能性判断は不要としつつも、現実の事象経過の法則的説明に必要な限りで、他者が注意義務を負う 前述したアプ

ことが許されるとする合理的な理由は何ら存在しないこと、(図) とは許されないこと、そして第二に、他者の仮定的な義務違反をもって、実際に義務に違反して何もしなかった行為者を免責する ことはできないとされる。その理由として Roxin は、第一に、第三者が結果回避措置をとるであろうか否かは不明確であって、 との不作為に対する結果帰属が問題となる場合、 単純な結果帰属の説明方法を提案した。まず、Roxin によれば、このような第三者に結果を回避するよう精神的に影響を与えるこ 確実性をもって証明することはおよそ不可能であることから、このような証明のできない不確実な事情に可罰性をかからしめるこ 請をするべきであったにもかかわらず、これを怠り、他者が必要な結果回避措置をとらなかったという事案を念頭において、 c さらに Roxin は、過失不作為の競合事案、とりわけ、行為者が他者に対して結果回避のために必要な情報提供ないし要 前述した回避可能性説でいうところの確実性に境を接する蓋然性公式を適用する の二点を挙げる。そこで Roxin は、行為者が義務違反的態度をとり、 より

ることが可能であったこと、という二つの要件を充足する必要があるとする。(図) それゆえ、行為者の義務違反的態度は、結果の「条件の条件」にあたるといえることから、 ができなかったこと、そして第二に、他者が合義務的態度をとっていたならば、 のである。そして、Roxinは、そのためには、第一に、行為者が義務違反的態度をとったために、他者は合義務的態度をとること 同様に、結果発生の条件でもあるという。なぜならば、他者の結果回避措置は、 避措置をとることができなかったからである。そして、このような状況が現実化したものともいうべき上述した他者の不作為は、 条件であるという。なぜならば、その他者は、結果発生の危険について十分な情報を与えられていなかったがゆえに、当該結果回 ば、結果回避のために必要な情報提供ないし要請を怠った行為者の不作為は、必要な結果回避措置をとらなかった他者の不作為の 他者もまた義務違反的態度をとったことにより、結果が生じたという現実の事象経過に着目する。すなわち、Roxinの分析によれ 確実性に境を接する蓋然性でもって結果を回避す 結果の発生を阻止していたであろうからである。 結果との因果関係が認められるという

断から排除したのである。 こうして Raxin は、条件の条件という事実的な判断を用いることで、他者の合義務的態度に関する仮定的判断を結果帰属の判

3

小

括

られるわけではなく、判例・学説上ともに、様々なアプローチが試みられていた。 以上、 確認してきたように、過失の競合事案における回避可能性判断に対しては、 ドイツ法の議論においても一致した理解がみ

回避可能性判断を堅持して、行為者が合義務的態度をとったならば、

確実性に境を接する蓋然性をもっ

判例においては、

が採用される一方で、皮革スプレー事件といった一定の事案においては、事実認定の成否を問わず、 て、同様に他者も合義務的態度をとり、 結果は発生しなかったであろうことの認定を要するとする「義務履行認定型アプローチ」 他者の合義務的態度を前提に

回避可能性を判断する「義務履行前提型アプローチ」が採用されている。 両アプローチの選択基準はともかく、このような一見す

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

八九

論においても導入可能かという点についても、併せて検討を要するものといえる。 の射程について検討することは有益であろう。その一方で、回避可能性判断の困難性から、 で取り込むことができるのかが問題となることから、他者の義務違反的態度は考慮すべきでないという価値判断の妥当性およびそ 基礎に理論構築を図ろうとする点が特徴的といえよう。過失の競合事案における回避可能性判断においては、 態度を理由として行為者が自己の責任を免れるのは不当であるという価値判断が背後にあるものとみられ、このような価値判断を うとする姿勢が多くみられる。そこには、人の態度は非法則的・非決定的なものであるという評価はもとより、 他方、学説においては、そもそも回避可能性説と危険減少説との対立が存在することをはじめ、規範的判断を積極的に取り込も 日本の議論においてはあまりみられない、ドイツ法に特徴的なアプローチといえよう。このようなアプローチがわが国の議 別の要件でこれを置き換えようする試 他者の態度をどこま 他者の義務違反的

以下では、これらのドイツ法の議論を踏まえて、過失の競合事案における結果回避可能性の判断方法について検討を加える。

過失の競合事案における結果回避可能性要件の判断手法に関する検討

五

注意義務の履行を仮定することが許される範囲を明らかにする。 注意義務の履行の仮定が一定の場合には許されることを示す。その上で、過失の競合事案をその態様ごとに場合分けして、他者の 張の理論的根拠を探り、結果回避可能性判断において他者による注意義務違反を前提としてはならない理由とともに、他者による 同判断において他者による注意義務の履行と違反のどちらを考慮に入れることが許されるのかという点につき、検討を加える。 ずはかかる方策の採用可能性を探る。ついで、かりに結果回避可能性判断が不可避なものであるとすれば、依然として問題となる、 には種々の困難が伴うというのであれば、そもそもこのような判断を経ずに過失犯の成否を検討する方策はないのであろうか、 あらかじめ、 かかる検討の足掛かりとして、他者の注意義務違反によりいずれにせよ結果を回避することはできなかったであろうとの主 本章での検討手順を簡単に示しておきたい。すでにみてきたように、過失の競合事案における結果回避可能性判断 ま

1 結果回避可能性判断を回避する方策の採用可能性

程度にまで証明するということは、 との認識は、 は、 判断の中核ともいうべき、他者もまた同様に自己の注意義務を履行していたであろうことを合理的な疑いを生ずる余地を挟まない 注意義務を履行していたならば、他者もまた同様に自己の注意義務を履行し、結果が発生しなかったであろうか否かを問うことに これまで確認してきたドイツ法の議論からも分かるように、 やはり多くの困難が伴うといえよう。ドイツ法の議論において共有されていた、人の態度は非法則的・非決定的なものである たしかに一定の説得力を有するものであろうし、このことを前提とすれば、 不可能であるかのようにもみえる。そうだとすれば、 過失の競合事案における結果回避可能性判断、 結果回避可能性とは異なる視点からの判 過失の競合事案における結果回避可能性 すなわち、

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

断を重視する、あるいは、そもそも結果回避可能性判断に代えて別の判断方法を採用するということも考えられよう。 結果回避可能性判断を回避する方策の採用可能性について検討を加える 以下ではま

において行為者に過失犯の成立を肯定するためには、他者の行為帰属のための特別な根拠が常に要求されると解することは困難で ほとんどの判例・裁判例において、共同正犯や間接正犯といった概念は問題とされていない。加えて、理論的にみても、(空) のであり、過失の競合事案において過失犯の成立範囲の過度な拡大に理論的な歯止めを掛けうるという点で、傾聴に値するものと(質) く、むしろ、自己答責性原理から要求される、他者の行為を帰属させるための特別な根拠の存在であるという。すなわち、行為者(図) たとえば、行為者らを過失共同正犯とすることによって結果回避可能性の問題を解決することは可能であるが、そのような場合で りるのであって、一部実行全部責任の原則や道具としての支配・利用関係といった形で他者の態度を行為者に帰属しなければ、こ は、行為者に課された注意義務が結果回避にとって実際に有効であったか否か、すなわち、結果回避可能性の有無が問われれば足 Astの指摘は、過失犯においても拡張的正犯概念ないし統一的正犯概念ではなく、制限的正犯概念が妥当することを背景とするも 意義務違反的態度をいかにして行為者自身に帰属させることができるのかを本質的な問題とするのである。たしかに、このような が注意義務を履行していたならば、他者はどのような態度をとっていたであろうかを重視するのではなく、実際に生じた他者の注 とえば、Astによれば、過失の競合事案において重要なのは、行為規範の結果阻止に関する具体的適性としての回避可能性ではな あっても、 のような行為者自らの注意義務違反による結果惹起を説明することができないというわけではない。もちろん、前述したように、 合事案においては、 ただちに、常にそのような特別の帰属根拠が必要とされるわけではないよう思われる。たとえば、実際、過失の競合事案に関する いえよう。しかしながら、過失の競合事案が行為者の行為と結果発生との間に他者の介在する事案だからといって、このことから この点、結果回避可能性という仮定的な判断ではなく、現実の事象経過に関する事実的な判断を重視することが考えられる。 他者の行為に関する特別な帰属根拠として当該概念が要求される必然性はないのである。したがって、過失の競合事案 行為者の過失、すなわち、注意義務違反によって、行為者が自ら結果を惹起したということを説明するために た

うか。Puppeによれば、過失の競合事案においては、行為者が注意義務を履行した場合に他者がどのような態度をとっていたかを め事態はどのように推移したのかを問う仮定的な結果回避可能性判断を、完全には排除できていないのである。 アプローチを採用していることからも明らかなように、Puppe 自身も、行為者が合義務的態度をとっていたならば他者の態度を含 てはじめて、可能となるものであるように思われる。義務履行前提型の回避可能性説と同様に、他者の合義務的態度を前提とする ば、他者も合義務的態度をとることにより結果は発生しなかったであろうという法則、すなわち、結果回避可能性判断が成り立っ 経過は法則的に説明可能であるとする。もっとも、ここでいう法則的説明というものは、行為者が合義務的態度をとっていたなら 反的態度をとったことにより、他者もまた義務違反的態度をとることとなり、それゆえに結果が発生したという形で、一連の事象 的にその義務に従うことを前提としてよいという法的法則を援用して、他者の合義務的態度を前提にすることで、行為者が義務違 有用なものであるようにも思われる。しかしながら、行為者の注意義務違反から結果が生じることを法則的に説明するということ る。たしかに、このような理解は、 義務に違反したことにより、結果が発生したという一連の事象経過を、 仮定的に判断することは不要とされ、このような回避可能性判断に代わって、行為者が注意義務に違反し、 続いて、行為者の注意義務違反から結果が生じたことを一般法則に照らして説明可能であるか否かを重視する見解はどうであろ 注意義務履行から結果が生じないことの仮定的判断の裏返しにすぎないものであって、Puppe の提示した法則的説明の可否と 結果回避可能性判断と本質的な差異はないようにみられる。この点、たとえば、Puppeは、 他者の態度を仮定的に判断することに関わる立証の困難性という問題を回避する方策として、 法則的に説明することができるか否かが問われることとな 法は義務を負う者が理性 他者もまた自己の注意

るか否かが重要であるという。 行為者の義務違反的態度が、 結果の条件である他者の義務違反的態度の条件、すなわち、 しかしながら、このような結果の条件の条件という評価は、 結果の「条件の条件」とみることができ 行為者が合義務的態度をとっていたな

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

(谷井)

同様

の疑問は、

Roxinの見解にも向けられよう。

前述したように、Roxin によれば、

仮定的な結果回避可能性判断に代わって、

れる。 したがって、条件の条件という観点をもってしても、仮定的な結果回避可能性判断を排斥することはできないのである もとに他者は同様に合義務的態度をとることができたであろうし、また、そうしたであろうことと表裏の関係にあるといえよう。 険について十分な情報を与えられていなかったがゆえに、当該結果回避措置をとることができなかったということであるとしてい これはまさに、 他者もまた合義務的態度をとり、 結果回避のために必要な情報提供ないし要請を行うという合義務的態度を行為者がとっていたならば、 行為者の義務違反的態度が他者の義務違反的態度の条件であったということは、その他者が結果発生の危 結果は回避されていたであろうという結果回避可能性判断の裏返しにすぎないように思わ

た、過失の競合事案における結果回避可能性判断の問題を完全に克服することは困難であると結論づけられよう。 以上みてきたように、現実の事象経過に関する事実的な判断を重視することによっては、他者の態度の仮定的判断の困難性といっ

ことができるのかについて検討を加える。たしかに、 態度の仮定的判断の困難性という問題はなお残ってしまうように思われるのである。すなわち、 ない。周知のとおり、 といえない限りは、 とも行為者が合義務的態度をとっていた場合に、確実性に境を接する蓋然性をもって他者は義務違反的態度をとっていたであろう 行為者の合義務的態度によって他者に対して合義務的態度をとるチャンスが与えられたということができれば、すなわち、 すなわち、結果回避のチャンスの存在で足りることから、他者も合義務的態度をとっていたであろうことを積極的に立証せずとも、 蓋然性を伴った結果回避可能性、すなわち、結果回避確実性を必要としない、いわゆる危険減少説によって、この問題を克服する しきは被告人の利益にの原則に抵触するのではないか、といった根強い批判も向けられているが、この点を措くとしても、 ら述べるならば、このような危険減少説によったとしても、 日本法における結果回避可能性要件の一般的理解や、ドイツ法における回避可能性説にみられるような、 過失の競合事案において過失結果犯の成立を肯定することができるようにも思われる。 危険減少説の基礎にある危険増加論に対しては、 前述したように、 過失の競合事案における結果回避可能性の問題を克服することはでき 侵害犯を危険犯に転化するのではないか、 危険減少説によれば、合義務的代替態度による危険減少、 危険減少説によった場合、 しかしながら、 あるいは、 立証 他者の

なお問題となりうるのである。(畑) 対象は危険減少、換言すると、他者が確実に義務違反的態度をとっていたであろうとはいえないこととなるが、論者が前提として すなわち、危険減少説に依拠したとしても、他者の合義務的態度を仮定するのか、あるいは、義務違反的態度を前提とするのかは、 務的態度をとっていたであろうということができるとして、他者による合義務的態度を仮定するような危険減少判断を行っている。 義務的態度をとるであろうという経験則を援用した上で、行為者が合義務的態度をとっていたならば、経験則上、他者もまた合義 れる。実際、危険減少説に依拠する Greco も、同様の問題意識からか、前述したように、順次型の競合事案に関して、他者が合 人の態度は非法則的・非決定的なものであるとの認識に鑑みれば、このことに関する立証もまた、容易ではないように思わ

ころ、その判断に際して、どのような場合に、行為者が注意義務を履行していたならば、他者も同様に自己の注意義務を履行して るのである。したがって、過失の競合事案において過失犯の成立を肯定するためには、結果回避可能性が認められる必要のあると はできない。結果回避可能性が判断されることによって、行為者に課された注意義務が実際に結果回避に資するものであったのか、 いたであろうということができるのか、すなわち、結果回避可能性判断において他者のどのような態度を仮定してよいのかが、や すなわち、行為者の注意義務の有効性が確認され、それにより、行為者の注意義務違反による結果惹起を説明することが可能とな ここまで検討してきたように、過失の競合事案において、他者の態度の仮定的判断を含んだ結果回避可能性判断を回避すること

他者の注意義務違反による結果回避不可能の主張が許されない根拠

はり問題となるのである。

2

履行認定型アプローチ」、第二に、このような立証の成否を問わず他者による注意義務の履行を前提に判断してよいとする「義務 の場合に他者も同様に注意義務を履行していたであろうことが立証できた場合にのみこれを付け加えて判断してよいとする「義務

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

九五

この問題の解決方法に関しては、これまで確認してきたように、第一に、行為者が注意義務を履行した場合を想定した上で、そ

判断にあたり、 履行前提型アプローチ」、そして第三に、他者の注意義務の履行ではなく、注意義務の違反を前提として判断すべきとする「義務 違反前提型アプローチ」がそれぞれ考えられる。これらのアプローチのいずれを採用するべきか、 いかなる場合に他者による注意義務の履行を仮定することが許され、あるいは、 注意義務の違反を前提としなけれ 換言すれば、 結果回避可能性

ばならないのであろうか

ことになれば、 当化するに足るだけの合理的根拠を見出すことができるのか、 る回避不可能性を理由として行為者が責任を免れることは許されないという規範的評価に、 行認定型アプローチないし義務違反前提型アプローチが採用されることとなろう。それゆえ、以下では、他者の義務違反態度によ することが正当化されるのである。反対に、このような規範的評価は結論の不当性を回避するための直感的判断にすぎないという 意義務の履行を仮定することの許容性を根拠づけることが可能となる。それゆえ、その限りで、義務履行前提型アプローチを採用 な規範的評価に合理的な根拠が認められるのであれば、それが妥当する範囲内において、結果回避可能性判断の際に他者による注 ては、他者の合義務的態度が前提とされなければならない、との主張の当否を検討することが有用となろう。すなわち、このよう 的態度による回避不可能性を理由として行為者が責任を免れることは許されないとして、このことから、 以上の点を検討するにあたっては、ドイツ法の議論における義務履行前提型の回避可能性説にみられるような、 結果回避可能性判断においてただちに他者による注意義務の履行を仮定することは許されないこととなり、 検討していく。 義務履行前提型アプローチの採用を正 回避可能性判断にあたっ 他者の義務違反

によれば、 とする免責の余地を否定し、義務履行前提型アプローチを採用した理由として、発生した結果について誰も責任を負わなくなって 盾を意味するものでさえあるという。その他にも、皮革スプレー事件においてBGHは、 が失われ、 このような規範的評価の根拠としては、前述したように、 法益保護が貫徹されなくなってしまうという。また、Duttgeによれば、このような帰結は、 他者の義務違反的態度による回避不可能性を理由とした免責の主張を許してしまえば、行為者に注意義務を課した意義 法益保護の見地が挙げられる。たとえば、Sternberg-Lieben/Schuster 他の取締役による義務違反的態度を理由 法益保護という原則の矛

しまうという、結論の不当性を挙げている。あるいは、より直接的に、法は自らの規範が遵守されることを前提としなければなら(壁)

ない、という点に前述した規範的評価の根拠を求める主張もみられる。(ほ) 現実に生じている、行為者の注意義務違反による結果惹起を一律に免責することは不合理な帰結といえよう。そのような事態を許 してしまえば、注意義務を履行する者は誰もいなくなり、法益保護の見地から法益侵害結果を回避すべき注意義務を課したことの いう主張はどうであろうか。たしかに、いずれにせよ自分以外の他者が注意義務に違反して結果を発生させるだろうからといって、 それでは、他者の義務違反的態度を理由とした免責の主張を許すことは、注意義務の賦課による法益保護の形骸化に繋がる、 ع

え、行為者の注意義務の履行が実際には功を奏しえなかった可能性の否定できない場合を含んだ過失の競合事案全般において、 任を負わされることなり、許されざる結果責任が求められることとなろう。このように、法益保護の形骸化を防止するためとは 点から免責を認めないとすれば、下位者にとって、自らの注意義務の履行によっては防止することのできない結果についてまで責 果回避可能性を認めることはできないであろう。このような場合にまで、注意義務の賦課による法益保護の形骸化の防止という観 実際に上位者が進言に応じない蓋然性が認められるような場合にまで、上位者による注意義務の履行を前提に、下位者について結 わゆる進言義務について考えてみると、いくら下位者が進言をしたところで、それに応じるかどうかは上位者の判断次第であって、 意義が失われてしまう。しかしながら、たとえば、組織内において下位者から上位者に対して注意義務の履行を求めるような、

される。 者の注意義務の履行を一律に仮定して結果回避可能性を認めることは、行き過ぎた法益保護の貫徹であって、許されないものと解

他

原則とする刑法の自己矛盾である、という点に見出すことができよう。たしかに、^(版) うか。当該主張の意味するところは、 を仮定するということは、法益侵害を禁止している刑法上の評価において、 続いて、 他者の義務違反的態度を理由とした免責の主張を許すことは、法益保護の原則の矛盾である、という主張はどうであろ 前述した法益保護の形骸化に加えて、 法益侵害の発生を許すことにほかならず、 結果回避可能性を判断する際、 結果回避可能性判断において、 他者の義務違反的態度 行為者の注意義

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

このように、 避可能性を認めることはできないであろう。また、注意義務が同時に複数人に課されている場合には、それらは各々の遵守を前提。(既) 性が否定できないような場合には、被告人に課されていた調査・報告義務の有効性が確認できない以上、 この意味において、 務の履行に加えて、他者の注意義務の履行のみを考慮するとすれば、 為者各人の注意義務それぞれについて、その有効性を確認することができない場合には、 れるべきであって、このような場合にまで、 じめとする注意義務を履行していたならば、行為者自身の注意義務違反による被害者の死亡という結果は回避できたのであって、 という結果回避可能性判断の性質に求められるべきであるように思われる。すなわち、 ためのものであり、 法益保護の原則の無矛盾性といった観点ではなく、むしろ、結果回避可能性要件は行為者の注意義務の有効性を事後的に確認する に、行為者に結果回避可能性の存在が否定されないことを容易に説明できよう。しかしながら、かかる帰結が導き出される理由: (協) がなされているようにも思われる。このような理解からすれば、たとえば、 の履行によっては結果を回避することができないという、 であろう。この場合、 る主張もみられるが、 としてのみ意味を持ちうることから、 かりに被告人が適切な調査を行い、適切な調査結果を報告していたとしても、 後行する脇見運転のトラックが被害者に衝突し、確実に死亡させていたであろうことが認められるといったような場合 法益保護原則の無矛盾性と、 行為者に課された注意義務の有効性は否定されないのである。反対に、前述したアイススケート場事件にお その有効性を判断するにあたっては、 行為者らが共同正犯として評価されるなら格別、そうではなくてあくまで同時犯にすぎないのであれば、 他者の義務違反的態度による免責の主張は、 他者の注意義務違反を考慮することは許されず、 他者の義務違反的態度を理由とした免責の否定との間に、 法益保護の無矛盾性を理由に、 行為者の注意義務の履行と無関係な事情は付け加えられるべきでない、 注意義務の有効性に疑義が生じたことによるものにすぎないのである。 法益保護原則の矛盾とは関係なく、 法益保護を原則とする刑法上の評価としては、 行為者が前方を注視して被害者を視認・回避していた 市責任者らの合義務的態度を仮定し、 市の責任者らは必要な対策を講じなかった可能 各人の結果回避可能性は否定されないとす 先の事例でいえば、行為者が前方注視をは 結果回避可能性を認めることはできない 論理的な必然性は認められな 単に行為者各人の注意義務 結果回避可能性は否定さ 被告人に結果回

に導入することではなく、行為者らを過失共同正犯として構成することに求められるべきであろう。それゆえ、かかる規範的評価 果を回避することができない、すなわち、それぞれの注意義務の有効性に疑義が生じたことから導かれる論理的な帰結である以上、 的態度による回避不可能性を理由として行為者が責任を免れることは許されないという規範的評価をそのまま結果回避可能性判断 それは甘受しなければならないのである。このような一見すると不当とも思われる帰結を回避するための方策は、 過失競合事案において、誰も責任を負わなくなってしまう事態になりかねないということは、 的な配慮に由来するものにすぎないのであって、理論的な根拠にはなりえない。前述した部分と重なるが、並行型ないし並列型の 義務違反的態度を理由とした免責の主張を許すことができないという解釈を導くことは困難であろう。 ないし並列型の過失競合事案については、説得力を有するようにも思われる。しかしながら、 まうことになりかねない、という結論の不当性について検討を加える。 他者の義務違反的態度を理由とした免責の主張を許してしまえば、発生した結果について誰も責任を負わなくなってし かかる主張は、まさに皮革スプレー事件のように、 結論の不当性から、 各人の注意義務の履行によっては結 あくまでそれは、 ただちに他者の 他者の義務違反 刑事政策

しも馴染むものではないであろう。 務を履行することが前提とされなければならない、というのである。たしかに、人は法に従って行動することが義務づけられてお 法的評価を行う際には、 妥当性を検討しよう。この主張は、先にみた法益保護の無矛盾性に着目した主張と共通する部分があるように思われる。すなわち、 結果回避にとって有効であったかを仮定的とはいえ、あくまで現実の事実関係から具体的に確認する結果回避可能性判断と、 最後に、 規範を遵守することが大原則である。しかしながら、このことは、 法は自らの規範が遵守されることを前提としなければならない、という点に前述した規範的評価の根拠を求める主張の 行為者をはじめすべての者が規範に従った行動をとること、すなわち、 たとえば、Greco のいうように、 経験則上、 抽象的・観念的なものにすぎず、 他者も合義務的態度をとっていたであろうという 法益保護を実現するために注意義 注意義務の履行が実際に

の根拠を、

結論の不当性という点に直接的に見出すことはできないと考える。

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

(谷井)

ことはできても、このことからただちに、 (^{[38)} 常に前提とされなければならないということはできないのである。 あらゆる場合において、 他者の義務違反的態度の仮定は一切許されず、合義務的態度が

にもかかわらず、他者の注意義務違反を理由に結果回避不可能であったと主張することは、すでに確認された注意義務の有効性を 出すのは困難であることが分かった。それでは、このような評価には合理的な理由が認められず、それが妥当する領域は観念でき 由から、 を回避するために、他者の注意義務違反を理由とした免責の主張は許されないとすることが考えられよう。 否定することであって、そこには論理矛盾が生じていると考えられるのではないか。このような論理矛盾が生じる場合には、これ 行を仮定することによって結果を回避することが可能であるにもかかわらず、すなわち、 ないのであろうか。この点、結果回避可能性要件が注意義務の有効性を確認するためのものであるところ、 以上検討してきたように、法益保護の形骸化の防止、 他者の義務違反的態度による回避不可能性を理由として行為者が責任を免れることは許されないという規範的評価を導き 法益保護原則の無矛盾性、 不当な結論の回避、 行為者の注意義務の有効性が確認できる 規範遵守の前提といった理 行為者の注意義務の履

衝突し、確実に死亡させていたであろうことが認められるといったような場合について、 に矛盾する。このような矛盾を伴う主張は許されないことから、 反を理由にいずれにせよ結果発生したであろうとの主張することは、 注意義務の有効性は確認されることとなる。それにもかかわらず、後行するトラックの運転者による脇見運転という注意義務の違 務を履行していたならば、 たとえば、先にみた、行為者が前方を注視して被害者を視認・回避していたとしても、 行為者自身の注意義務違反による被害者の死亡という結果は回避できたのであって、 行為者の結果回避可能性を判断するにあたっては、 行為者の注意義務の有効性がすでに確認されたことと論理的 行為者が前方注視をはじめとする注意義 後行する脇見運転のトラックが被害者に 行為者に課された 後行する運転

されていた場合、 あるいは、 監督義務のような、他者に対してその者が負っている注意義務を履行させることを内容とする注意義務が行為者に課 結果回避可能性判断においては、 行為者が他者に対して注意義務を履行させ、これを受けて他者が自己の注意義

者の注意義務違反は仮定されないこととなる。

者の注意義務の履行が前提とされることとなる。 務を履行することを前提に、行為者の注意義務の有効性が確認される。というのも、その際、行為者の注意義務は、他者に対して 盾し、許されない。 務の違反を理由にいずれにせよ結果発生したであろうと主張することは、行為者の注意義務の有効性がすでに確認されたことと矛 履行させるという行為者の注意義務を正しく仮定したことにはならないであろう。そして、このような場合に、他者による注意義 である。反対に、他者が注意義務に違反するであろう可能性がなお否定できないのだとすれば、それは、他者に対して注意義務を 注意義務を履行させることを内容とするものである以上、当該注意義務の履行の仮定は、他者の注意義務の履行を当然に含むから したがって、結果回避可能性を判断するにあたっては、他者の注意義務の違反を仮定することは許されず、

他

る。そして、このような論理的矛盾が生じてしまうような範囲においては、他者の注意義務の違反を仮定することは許されず、「義 の根拠は、行為者の注意義務の仮定によってなされる有効性判断との理論的矛盾の解消という点に求めることができるものと考え したがって、他者の義務違反的態度による回避不可能性を理由として行為者が責任を免れることは許されないという規範的評価

3 他者の注意義務履行の仮定が許される範囲 務履行前提型アプローチ」が採用されることとなる

以上の理解を前提に、 過失の競合事案における結果回避可能性判断にあたって、 他者の注意義務の履行の仮定が許される範囲に

ついて検討していく

といえるのか否かが問われる。そして、他者がすでに注意義務に違反している状況において、 断する際に、 在する以上、このことを前提として、行為者が注意義務を履行していたならば、ほほ確実に結果を回避することができたであろう まず、行為者の注意義務違反よりも時間的に先行して他者の注意義務違反が存在する場合、行為者について結果回避可能性を判 他者の注意義務の違反が前提とされることに争いはないであろう。すでに他者の注意義務違反が客観的事実として存 かりに行為者が注意義務を履行して

0

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

許されず、「義務違反前提型アプローチ」が採用されることとなる。 場合には、 ても、それによって行為者の注意義務の有効性が確認されたこととの論理的矛盾が生ずるわけではない。 なかったということにほかならず、このような場合には、他者の注意義務の違反を理由とした結果回避不可能の主張を認めたとし いたとしても結果を回避することができなかったであろうと認定された場合には、 結果回避可能性判断において、客観的事実としての他者の注意義務の違反に代えて、 行為者の注意義務の有効性それ自体が確認でき 注意義務の履行を仮定することは したがって、このような

義務の履行を仮定することは許されない。すでに述べたように、 よって結果回避が可能であったかが問われるべきであることから、その際に、行為者の注意義務の履行とは無関係な、 回避可能性判断が注意義務の有効性を確認するためのものであることに鑑みれば、あくまで行為者の注意義務の履行それ自体に る場合と異なり、 意義務違反とが並行して存在する場合には、 することは許されるのか。結論からいえば、そのような仮定は許されないと考える。たしかに、 もたらされえない場合である。このような場合に、行為者の結果回避可能性を判断するにあたって、他者の注意義務の履行を仮定 の競合に対応するものであり、 的に競合している千成ホテル事件である。ここでいう注意義務違反が互いに独立して併存する場合とは、Greco の分析にみられる、 知設備が作動するように整備せず、火災放送などによる避難誘導を実施しなかった被告人Nの注意義務違反とが並行的ないし並列 いるわけではない。そうだとすれば、 先にみた皮革スプレー事件をはじめとする委員会決議事例や、避難設備を設置しなかった被告人Yの注意義務違反と、自動火災報 一方の行為者が自身の態度を決定するにあたってもう一方の行為者の態度を基礎とすることができない場合であるとされる並行型 つぎに、行為者の注意義務違反と他者の注意義務違反とが互いに独立して併存する場合である。このような場合にあたるのが、 行為者各人の結果回避可能性判断にあたって、必ずしも他者の注意義務違反がすでに客観的事実として存在して 換言すれば、一方の行為者が注意義務を履行しようがしまいが、もう一方の行為者の行動に変化は 他者の注意義務の履行を仮定する余地が認められるようにも思われる。 前述した行為者の注意義務違反よりも時間的に先行して他者の注意義務違反が存在す 複数人の注意義務違反が並行して存在する場合であって、 行為者の注意義務違反と他者の注 しかしながら、 他者の注意 かつ、

このような場合には、 に注意義務を履行することが必要であったならば、他者の注意義務の履行を仮定して、結果回避可能性を肯定することはできない 者らを共同正犯として構成することが必要となろう。それゆえ、行為者の注意義務違反と他者の注意義務違反とが併存する場合に は、行為者が注意義務を履行することによって結果回避できたといえれば格別、そうではなくて、 各人の注意義務の単独履行によっては結果回避できなかった可能性が残る場合に、各人に過失犯の成立を肯定するためには、 行為者の注意義務の有効性が確認されていない以上、他者の注意義務の違反を理由とした結果回避不可能 結果回避のためには他者も同様

合に「義務履行前提型アプローチ」を採用することは、前述した理由から、正当化しがたいものと思われる。 (᠖) の全面的な閉鎖などを実施しなかった被告人Nの注意義務違反と、避難誘導訓練を実施しなかった被告人Tの注意義務違反とが併 判決の判断には疑問が残る。また、同様の疑問は、千日デパート事件控訴審判決にも向けられよう。そこでは、防火区画シャッター らず、被告人Nについて結果回避可能性を判断するにあたって、被告人Tによる注意義務の履行が前提とされたが、このような場 うな場合に「義務履行前提型アプローチ」を採用した皮革スプレー事件におけるBGHの判断や、千成ホテル事件における第一審 かつ、両者の注意義務の履行があってはじめて事故の発生が回避できるという事実関係が認められていたにもかかわ

意義務の履行を仮定することは許されず、「義務違反前提型アプローチ」が採用されることとなる。この点で、

主張を認めたとしても論理的矛盾が生ずるわけではない。したがって、ここでも、

結果回避可能性の判断にあたっては、

他者の注

たとえば、このよ

するものであることが指摘できる。 群である。これらの事例に共通する特徴として、行為者の注意義務の内容が、 者の行動が変化しうる場合である。このような場合にあたるのが、まず、 意味での順次型の競合に対応するものであり、換言すれば、一方の行為者が注意義務を履行するか否かによって、もう一方の行為 には、Grecoの分析にみられる、一方の行為者がもう一方の行為者の態度を基礎に自身の態度決定をすることが可能な場合という 問題となるのは、 行為者の注意義務違反と他者の注意義務違反とが互いに一定の関係をもって併存していた場合である。 換言すれば、 行為者が注意義務に違反して情報提供を行わなかったことが、 BGHが「義務履行認定型アプローチ」を採用した事例 他者が注意義務を履行するために必要な情報を提供 他者の注意義務違

(谷井)

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

果回避不可 務の履行によって実際に結果回避することができたか否か、すなわち、 かわらず、 的矛盾は存在しない。 務履行前提型アプローチ」もまた採用することはできないであろう。そのような場合には、 履行するとは限らないのである。このような場合も含んで一律に、他者の注意義務の違反による免責の主張は許されないとする「義 ことが証明できない場合も考えられる。行為者による情報提供などの働きかけを受けたからといって、 が確認されている以上、このような場合にまで他者の注意義務違反を理由とした結果回避不可能の主張を認めることは、 行していたならば、 による事態の変遷を一切考慮しない「義務違反前提型アプローチ」を採用することはできない。また実際、 よって、他者が注意義務を履行するかしないかは変化しうるのである。それゆえ、このような場合には、行為者の注意義務の履行 行為者の当該注意義務の履行に応じて、他者も同様に注意義務を履行していたであろうことが確認されなければならないからであ 務の履行を仮定することが許されるものと解する。というのも、 務を履行していたならば、 務の履行を仮定することは許されるのか。結論からいえば、ここでは、「義務履行認定型アプローチ」を採用し、 反の一因となっているものといえるのである。このような場合に、行為者の結果回避可能性を判断するにあたって、 た論理矛盾をきたす。他方で、 いった他者の注意義務の履行への働きかけを内容とするものであるような場合、行為者の当該注意義務の履行を仮定することに 行為者の注意義務違反と他者の注意義務違反とが互いに独立して併存する場合とは異なり、 一律に、 能の主張は、 他者も同様に注意義務を履行していたであろうということが証明できた場合には、行為者の注意義務の有効性 他者の注意義務の履行を仮定することにより結果回避可能性を認めようとすれば、 むしろ、そのような主張の余地を一切否定し、 行為者の注意義務の有効性が確認されていないことから導かれるものであって、そこには、 他者も同様に注意義務を履行していたであろうということが証明できた場合にはじめて、 行為者が注意義務を履行していたとしても、 他者が注意義務を履行するために必要な情報を提供すべき注意義 行為者の注意義務の有効性が否定される可能性があるにもか 行為者の注意義務の有効性を事後的に確認するためには、 他者も同様に注意義務を履行していたであろうという 他者の注意義務の違反を理由とした結 行為者の注意義務が、情報提供と 行為者にとって実際には回 必ずしも他者が注意義務を 行為者が注意義務を履 前述した論理 先に述べ

よる注意義務の履行に関する厳格な証明はなされていないとみることができよう。(⑯) このような経験則を援用することでもって足り、反対に、当該経験則を覆すような特別な事情が認められる場合に限って、他者に られる以上、行為者が注意義務を履行していたならば他者も同様に注意義務を履行していたであろうことの厳格な証明としては、 で結果回避行動をとるよう働きかけられた者は通常、かかる行動をとるべく注意義務を履行するであろうことが経験則として認め れを立証の際に用いることにより、かかる困難性をある程度緩和することは可能であろう。すなわち、情報提供や進言といった形 提供といった働きかけを受けたならば、通常、他者も注意義務を履行していたであろうということを経験則として捉えた上で、こ 他者の態度に関する仮定的判断が必要となり、改めて立証の困難性の問題が生起するであろうが、Grecoが指摘するように、 者から上位者に対して注意義務の履行を求めるような、 請すべき注意義務について結果回避可能性が問われた明石市花火大会歩道橋事件や、ミドリ十字に対して非加熱製剤の販売中止お の注意義務の履行を仮定することが許されることとなる。以上のことは、たとえば、警備員の統括責任者として警察官の出動を要 が注意義務を履行していたならば、他者も同様に注意義務を履行していたであろうということが証明できた場合にはじめて、 避不可能な結果についてまで責任を負わせることとなりかねない。したがって、このような、行為者の注意義務が、情報提供といっ よび回収を指導すべき注意義務について結果回避可能性が問われた薬害エイズ事件厚生省ルート、 た他者の注意義務の履行への働きかけを内容とするものであるような場合には、「義務履行認定型アプローチ」を採用し、 いわゆる進言義務についても妥当するであろう。なお、このような場合、 あるいは、 組織内において下位

監督してその者に注意義務を履行させるという注意義務の内容からすれば、 性を判断してよいと考える。すなわち、ここでは、「義務履行前提型アプローチ」が採用されるのである。というのも、他者を指揮 者も同様に注意義務を履行していたであろうということの証明を経ることなく、常に他者の注意義務の履行を前提に結果回避可能 当該注意義務の履行を仮定することは、それによって

督してその者に注意義務を履行させることを内容とするものであるような場合には、行為者が注意義務を履行していたならば、

これに対して、行為者に課された注意義務が、情報提供といった他者の注意義務の履行への働きかけを超えて、

他者を指揮・

監

(谷井)

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

者の注意義務の履行を前提に結果回避可能性を判断することが許されるのである。このような意味で、 控訴審判決において、 を指揮・監督してその者に注意義務を履行させるというものである場合には、「義務履行前提型アプローチ」が採用され、 意義務を十分履行していないということにほかならないのである。この点で、行為者の注意義務の内容が、あくまで情報提供や進 たとしても、これに応じて他者が注意義務を履行しなかった可能性が否定できないというのであれば、それは、行為者が自己の注 性判断の出発点であるところの、行為者の注意義務の履行の仮定が適切ではないのである。すなわち、行為者が注意義務を履行し な指揮・監督に応じず、なお自己の注意義務を履行しなかった可能性は否定できないとの主張がなされるとすれば、結果回避可能 いのである。かりにここで、行為者が他者を指揮・監督してその者に注意義務を履行させるようにしたとしても、他者はそのよう よる注意義務の違反を理由とした免責を主張することは、行為者の注意義務の有効性がすでに確認されたことと矛盾し、許されな 意義務の履行が前提とされるのであれば、行為者の注意義務の有効性は確認されることとなる。したがって、そこで改めて他者に なるのである。そして、他者が注意義務を履行することによって結果の発生が回避されうることに鑑みると、このような他者の注 注意義務の有効性を判断するにあたっては、行為者による注意義務の履行に加えて、他者の注意義務の履行まで考慮されることと 者に注意義務を履行させたならば、他者もまた注意義務を履行していたであろうといえるのである。それゆえ、このような内容の 他者もまた注意義務を履行することが当然の前提とされるからである。行為者が注意義務を履行して、他者を指揮・監督してその 言といった他者の注意義務の履行への働きかけにとどまる場合と異なるのである。したがって、行為者の注意義務の内容が、 防火管理者であるHを指揮して、 消防計画の作成や消防訓練などを行わせるべき注意義務を負っていた被告 ホテルニュージャパン事件 常に他

人に関して結果回避可能性を判断するにあたり、

Hの注意義務の履行が前提とされたことは支持しうる。

六 おわりに

事案においては必ずしも容易ではない。結果回避のために複数人の注意義務の履行が必要となるような事案においては、 果回避可能性判断において、いかなる範囲で、他者の態度を仮定することが許されるのかが問題となるのである 務の履行も併せて仮定することが許されるのか、それとも、 各人について結果回避可能性を判断するにあたっては、行為者の注意義務の履行の仮定に加えて、 人の単独の注意義務の履行を仮定するだけでは、必ずしも結果回避が可能であったとはいえない。そのような事案において行為者 行したならば、結果は発生しなかったであろうといえるかどうかを問うものであるところ、 過失の競合事案における結果回避可能性判断について検討してきた。結果回避可能性判断は、 他者の注意義務の違反を前提としなければならないのであろうか。 かかる判断を行うことは、 結果回避に必要な他者の注意義 行為者が注意義務を履 過失の競合

あたって、他者の注意義務の履行を仮定することが許される場合と、反対に、他者の注意義務の違反が前提とされなければならな 者の注意義務の履行を前提に結果回避可能性が判断されるとの考察結果を踏まえ、過失の競合事案における結果回避可能性判断に 可能であったと主張することが、すでに注意義務の有効性が確認されたことと矛盾するような場合には、当該主張は許されず、 い場合とを、それぞれの理論的根拠を含めて明らかにした。 たかどうかを確認するものであるとの理解を前提として、そして第二に、他者の注意義務違反を理由にいずれにせよ結果回避が不 かかる問題について、本稿は、第一に、結果回避可能性要件が、行為者の注意義務が結果発生の防止にとって実際に有効であっ 他

他者による注意義務の履行を仮定してよいとする「義務履行認定型アプローチ」、このような立証の成否を問わず、 行為者が注意義務を履行していたならば他者も同様に注意義務を履行していたであろうことが立証できた場合に

次のようにまとめることができる。すなわち、

過失の競合事案における結果回避可能性判

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)

(谷井)

本稿での分析により得られた結論は、

には、このような立証の成否によらず、他者の注意義務の履行を前提に結果回避可能性を判断することが許される(「義務履行前 ことが立証できた場合にのみ、他者の注意義務の履行を仮定することが許される(「義務履行認定型アプローチ」)。さらに、 提型アプローチ」)。 者の注意義務の内容が、 う働きかけるものである場合には、行為者が注意義務を履行したならば、それを受けて他者も同様に注意義務を履行したであろう 係をもって併存していた場合であって、行為者の注意義務の内容が、情報提供や進言といった他者に対して注意義務を履行するよ されなければならない(「義務違反前提型アプローチ」)。他方、行為者の注意義務違反と他者の注意義務違反とが互いに一定の関 反とが互いに独立して存在するような場合にも、 結果回避可能性が判断されなければならない(「義務違反前提型アプローチ」)。また、行為者の注意義務違反と他者の注意義務違 務違反より時間的に先行して他者の注意義務違反が存在していたような場合には、 反を前提として判断すべきとする「義務違反前提型アプローチ」という、三つの判断方法が考えられる。そして、 よる注意義務の履行を前提に判断してよいとする「義務履行前提型アプローチ」、他者の注意義務の履行ではなく、注意義務の違 他者への働きかけを超えて、他者を指揮・監督してその者に注意義務を履行させるというものである場合 他者の注意義務の履行を仮定することは許されず、 客観的事実として他者の注意義務違反を前提に 他者の注意義務違反が前提と 行為者の注意義

となる。また、「義務履行認定型アプローチ」を適用した場合の立証の問題、 は、より多くの判例・裁判例の事案を分析することにより、各アプローチの適用場面を画するための基準を明確化することが課題 意義務の内容に着目して場面分けを試みたが、たとえば、 許されるのかが明らかとなった。 一定の関係をもって併存しているとみるべきなのかを区別することが必ずしも容易ではない場合も考えられる。この点について 本稿での考察により、 行為者と他者の注意義務違反の関係を示すものとしての時間的先行性や、 過失の競合事案における結果回避可能性判断にあたって、 もっとも、前述した各アプローチが妥当する場面については、 注意義務違反が互いに独立して併存しているといえるのか、それとも、 とりわけ、 独立併存性、 いかなる範囲で、 情報提供といった働きかけを受けたなら あるいは、 更なる具体化が必要となろう。 他者の態度を仮定することが 行為者が負っていた注

とする。 ば、通常、他者も注意義務を履行していたであろうという経験則を覆すような特別な事情は、いかなる場合に認められるのかとい たにもかかわらず、本稿では十分に検討することができなかった。これらの点については、今後の課題としつつ、別稿に譲ること(เ®) えば、注意義務の内容確定の問題や、過失犯の正犯性の問題といった、複合的な視点から考察する必要があろう。とりわけ、 成立範囲の限界を明らかにしようとするものでもあった。もっとも、過失の競合事案における過失犯の成立範囲については、たと う点についても、更に検討を加えていく必要があろう。他方で、本稿は結果回避可能性要件という観点に焦点を当てて、過失犯の の問題については、行為者による注意義務の履行の仮定を出発点とする結果回避可能性判断の問題とも密接にかかわるものであっ

- (姜) Vgl. z.B. *Puppe*, Zur Frage der Kausalität bei Unterlassungsdelikten. JR 2010. 355 ff. ; *Roxin*, a. a. O. (Anm. 82), S. 412 ; *Ast*, a. a. O. (Anm.
- 85 - この問題は、精神的に仲介された因果関係(psychisch vermittelte Kausalität)の問題として議論されることもある。精神的に仲介された な事案において、行為者の過失不作為と結果との間の因果関係の存否に関して、行為者が第三者に要請ないし情報提供をしていたならば、 な権限を有する第三者に要請ないし情報提供をしなかったことにより、第三者が必要な結果回避措置をとらず、結果が発生してしまったよう 罔などの場面で問題になるとされる。中でも過失不作為犯の場合には、保障人的地位にあった行為者が、不注意にも、結果回避のために必要 の行為と結果との間の因果関係である。これは主に、不作為犯、教唆犯、心理的幇助犯、故意なき道具を介した間接正犯、 因果関係とは、行為者の行為が、第三者の行動に対して精神的に影響を及ぼし、第三者に結果を惹起させたことを理由に認められる、行為者 Reichenhall, ZIS 2011, 609 ff. beim Zusammenwirken mehrerer fahrlässiger Taten Am Beispiel der Entscheidung des BGH zum Einsturz der Eissporthalle Bad bei psychisch vermittelter Kausalität, FS Puppe, 2010, S. 373 ff.; Roxin, a. a. O. (Anm. 82), S. 409 ff.; Stübinger, Zurechnungsprobleme 三者は結果回避措置をとっていたであろうかどうかが問われることとなる。Vgl. dazu etwa *Bosch*, Die Hypothese rechtmäßigen Verhaltens 詐欺罪における欺
- (86) 本稿二3を参照
- (≈) BGH NStZ 1986, 217.
- 8) Vgl. dazu *Roxin*, a. a. O. (Anm. 82), S. 423

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

- (%) BGH NJW 2000, 2754.
- (90) BGH NJW 2008, 1897. 運送業者事件、あるいは、ブレーキ事件とも呼ばれる。
- (5) Vgl. dazu *Roxin*, a. a. O. (Anm. 82), S. 425 f.
- (%) BGH NJW 2010, 1087.
- が認められ、屋根の構造上の欠陥に関する調査義務および情報提供義務を課すことができるのかという点についても争いがあった。もっと も、この点については、本稿での検討の射程を超えるため、争点を指摘しておくことにとどめる。Vgl. dazu etwa K*ühl.* a. a. O. (Anm. 79) .093; *Stübinger*, a. a. O. (Anm. 85), 605 ff. なお、本件においては、 本件アイススケート場の改築費用の見積もりを調査することを委託されていたにすぎない被告人に、保障人的地位
- (94) 本稿三1 (1)を参照。
- 95 みられる、との指摘もなされている。Vgl. Greco, a. a. O. (Anm. 73), 689. 本件において「警告信号」という言葉を用いることで、BGHは回避可能性要件の認定に必要な証明の程度を従来よりも引き下げたものと
- 96 態度による回避可能性の認定が必要とされることには変わりないとの指摘や(Vgl. dazu *Roxin*. a. a. O. (Anm. 82), S. 426 f.)、被告人の提出し 挙げられる。また、作為と不作為のどちらの構成をとることも可能であるとするものとして Ast, a. a. O. (Anm. 78), 630 ff, 640 がある。もっ た。このように、本件における被告人の行為を作為と不作為のどちらで構成するべきなのかについては、学説上も争いがみられる。たとえ 本件崩落事故によって来場者らが死亡したことの原因であったことは、しかるべき事実認定がなされるならば、容易に想定可能であるとし 考えられるというのである。その上で、BGHは、このような作為犯構成をとった場合、被告人の当該作為が、同市が何らの対策を講じず、 の状態は一般的にみて良好なものであるとの鑑定結果をまとめた調査レポートを提出したという作為として、被告人の過失行為をみることも で構成することが前提とされていたものの、BGHは、これを作為の形で構成する可能性を指摘していた。すなわち、本件アイススケート場 たレポートが同市の責任者らの意思決定にどれほどの影響を及ぼしたか明らかでない以上、被告人の当該作為でもって過失犯の成立を肯定す ることはできないとの指摘もなされている(Vgl. dazu Stübinger, a. a. O. (Anm. 85), 609 ff.)。 このように本件においては、 作為構成を支持するものとして Kudlich. a. a. O. (Anm. 73), 553 が、不作為構成を支持するものとして Kühl. a. a. O. (Anm. 79), 1093 が 被告人の過失行為を作為として構成することもできるとする理解に対しては、作為構成をとったとしても、上述した被告人の合義務的 被告人の過失行為を、被告人が適切な調査を実施し、屋根の構造上の欠陥を指摘しなかったという不作為の形
- (%) BGHSt 37, 10
- 傷害罪の幇助の成否も争われたが、これらの点については本稿での検討の射程を超えるため、 なお、本件においては、その他にも、臨時取締役会以降に発生した三八件の被害に関する危険傷害罪の成否や、被告人 Dr. B に関する危険 詳細な紹介・検討は控える。これらの点を含

- め、本件については、岩間・前掲注(34)五頁以下による包括的な研究がある。
- f ; Otto, Täterschaft und Teilnahme im Fahrlässigkeitsbereich, FS Spendel, 1992, S. 284 f. ; Brammsen, Kausalitäts-und Täterschaftsfragen れている過失共同正犯による解決の可能性が指摘されている。Vgl. dazu etwa *Weißer*, Gibt es eine fahrlässige Mittäterschaft?. JZ 1998. 237 における因果関係判断と等しいことから(この点については、前掲注(34)および本稿二4を参照)、本件において、支配的見解からは否定さ Vgl. dazu etwa Kudlich, a. a. O. (Anm. 73), 554; Stree/Bosch, a. a. O. (Anm. 75), § 13 Rn. 62; Kudlich, a. a. O. (Anm. 75), Vor §§ なお、このように被告人全員の合義務的態度を仮定することによって回避可能性を肯定しようとする理解は、 実質的には、共同正犯

bei Produktfehlern, Jura 1991, 537 f.

- ない以上、ここで回避可能性を肯定することはできないとして、このようなBGHの理解を疑問視する見方もある(Vgl. Roxin. a. a. O. 定したLGの判断を、誤りのない事実評価として是認している。もっとも、実際にどれだけの小売商が回収要請に応じていたのかが把握でき (Vgl. dazu etwa *Puppe,* Strafrecht AT. 2. Aufl. 2011, § 3 Rn. 27 ff.)。この点についてBGHは、小売商は回収要請に応じていたであろうと認 .Anm. 82), S. 424)。いずれにせよ、この部分に限っていえば、BGHは、前述した義務履行認定型アプローチを採用したものといえよう。 取締役会において回収決議がなされたとしても、小売商などが回収の要請に応じて、実際に皮革スプレーの回収を実施していたのかは疑 結局のところ、小売商が回収要請に応じず、いずれにせよ結果は回避できなかったのではないかということが指摘されたのである 被告人の不作為と結果との間の因果関係については、別の角度からも疑義が向けられた。すなわち、被告人各人が合義務的態度をと
- (三) Vgl. dazu *Greco*, a. a. O. (Anm. 73), 689.
- 価を加えるものとして、Greco, a. a. O. (Anm. 73),689参照。なお、選択基準の是非はともかく、少なくとも「義務履行前提型アプローチ」 357 ; Kahrs, a. a. O. (Anm. 79), 15 ; auch *Puppe*, a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 133 f. 他方、このようなBGHの理解に対して肯定的な評 ることに合理的な理由は見出せないというのである。Vg.l.dazu etwa *Bosch*.a. a. O. (Anm. 85), S. 378 f. ; *Puppe*.a. a. O. (Anm. 84), 向けられている。すなわち、 人の合義務的態度に加えて、 を一律に適用することに躊躇したBGHの態度を肯定的にみるものとして、Kudlich.a.a.O. (Anm. 73), 554. ; ders., a. a.O. (Anm. 75), Vor §8 このような選択基準のもと両アプローチを使い分け、全く異なる判断を下しているとみられるBGHの理解に対しては、 他者の合義務的態度が必要不可欠という点では、事案が共通する以上、異なるアプローチが採用されるべきとす 被告人らの義務違反が並行的になされたものであれ、相前後してなされたものであれ、 結果回避のためには被告
- 103 Vgl. z. B. Puppe, a. a. O. (Anm. 84), 355 ff.; Roxin, a. a. O. (Anm. 82), S. 412; Ast, a. a. O. (Anm. 78), 647 ff.
- 104 Vgl. dazu etwa *Duttge*, a. a. O. (Anm. 60), §15 Rn. 165 ff.
- Vgl. z. B. Kudlich, a. a. O. (Anm. 73), 554; Wohlers/Gaede, a. a. O. (Anm. 75) 過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井) § 13 Rn. 15

- 106 Kudlich, a. a. O. (Anm. 73), 554.
- 107 Bosch, a. a. O. (Anm. 85), S. 382.

108

- 109 Kahrs, a. a. O. (Anm. 79), 17 f. Vgl. auch Stree/Bosch, a. a. O. (Anm. 75), § 13 Rn. 62 Kahrs, a. a. O. (Anm. 79), 15 f.
- 110 Vgl. dazu etwa Sternberg-Lieben/Schuster, a. a. O. (Anm. 65), § 15 Rn. 176

Vgl. dazu etwa *Duttge*, a. a. O. (Anm. 60), § 15 Rn. 166 ff

112 111

Vgl. dazu etwa *Kahrs*, a. a. O. (Anm. 79), 18.

- 113 Vgl. dazu etwa Stree/Bosch, a. a. O. (Anm. 75), § 13 Rn. 62; M. Heinrich, a. a. O. (Anm. 77), StGB Vor § 13 Rn. 70
- 114 合事案における回避可能性判断に際して、危険増加論ないし危険減少説を採用することには消極的である。この問題に対する Roxin の見解 Vgl. dazu *Roxin*, a. a. O. (Ann. 82), S. 430. ただし、*Roxin* 自身は、膿瘍事件やアイススケート場事件をはじめとする不作為型の過失の競
- 115 Greco, a. a. O. (Anm. 73), 675 ff.

については、本節(4)にて後述する。

- 117 116 めること自体が困難であることも指摘している。 Greco, a. a. O. (Anm. 73), 689. なお、Greco は、このような場合には、危険減少の有無以前の問題として、そもそも不作為の因果関係を認 Greco, a. a. O. (Anm. 73), 681
- 118 Greco, a. a. O. (Anm. 73), 681.
- 119
- Greco, a. a. O. (Anm. 73), 683 f.

Greco, a. a. O. (Anm. 73), 687 f

120

- 121 Greco, a. a. O. (Anm. 73), 691
- 122 Ast, a. a. O. (Anm. 78), 617.
- 123 Ast, a. a. O. (Anm. 78), 648 f.
- 124 Ast, a. a. O. (Anm. 78), 649 ff
- 126 125 Ast, a. a. O. (Anm. 78), 651.
- Ast, a. a. O. (Anm. 78), 652 ff
- 127 Ast, a. a. O. (Anm. 78), 656.
- Puppe, a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 200 ff.

- Puppe, a. a. O. (Anm. 100), § 2 Rn. 27; dies., a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 133.
- Sorgfaltspflichtverletzungen bei Unfällen im Straßenverkehr, FS Frisch, 2013, S. 451 f.; dies., a. a. O. (Anm. 100), Vor §§ 13 ff Rn. 113 Puppe, a. a. O. (Anm. 84), 357; dies., Zu einem Zusammenstoß gehören zwei. Überlegungen zum Zusammentreffen mehrerer
- 131 Puppe, a. a. O. (Anm. 84), 357; dies., a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 113
- 132 Puppe, a. a. O. (Anm. 84), 357; dies., a. a. O. (Anm. 100), § 2 Rn. 34 ff.; dies., a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 134a ff
- (至) Puppe, a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 134a.
- (至) Puppe, a. a. O. (Anm. 69), Vor §§ 13 ff Rn. 135 ff.
- (至) Roxin, a. a. O. (Anm. 82), S. 427. (至) Roxin, a. a. O. (Anm. 82), S. 427 f.
- Roxin, a. a. O. (Anm. 82), S. 428 Roxin.a.a.O.(Anm. 82), S. 431 f. なお、このような「条件の条件」という思考方法に類似した理解を示すと思われるものとして、
- 要ではないとした上で、結果帰属を認めるためには、被告人の誤った報告に基づいて共同被告人が実際に決定を行ったということで足りると 告を行っていたならば、若社長であった共同被告人はどのような態度をとっていたであろうかということは、単なる仮定的な事柄であって重 Freund, a. a. O. (Anm. 76), § 13 Rn. 224 がある。Freund は、工場リーダー事件を例に挙げ、工場リーダーであった被告人が適切な調査・報
- 139 ることから、 もちろん、Ast自身も、前述したとおり、回避可能性要件の必要性それ自体は否定しないものの、義務履行前提型アプローチを採用してい 過失の競合事案において同要件の充足が否定されることはほとんどないであろう。
- 141 最決平成一六年一○月一九日刑集五八巻七号六四五頁(高速道路停車事件)、最決平成二二年一○月二六日刑集六四巻七号一○一九頁(日航 機ニアミス事件)なども参照 たとえば、本稿二3(1)にて取り上げた判例・裁判例のほか、最決平成四年一二月一七日刑集四六卷九号六八三頁 Ast, a. a. O. (Anm. 78), 652 f. (夜間潜水訓練事件)、
- 142 生じたと評価することは十分可能なものと考えられるからである。もちろん、過失の競合事案において、行為者各人の過失が正犯として処罰 のも、それらの事例において、行為者各人の注意義務の履行によって結果が回避可能であったならば、当該行為者の注意義務違反から結果が 行為者の注意義務違反から結果が生じたことを説明するために、他者の行為帰属の可否という観点が考慮される必要はないであろう。という たしかに、委員会決議事例や監督過失事例についていえば、共同正犯あるいは間接正犯と類似した問題状況がみられるものの、そこでは、 過失の競合事案における結果回避可能性判断と共同正犯との関係については、前掲注(34)を参照

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

- 帰属という視点が不可欠であるとは考えがたいように思われる。なお、この点は、過失犯における正犯性の問題にかかわるものであることか されるに足りる程度のものであるか否かという視点は重要であろうが、このことを判断するために、共同正犯や間接正犯による他者の行為の ここでは問題意識の提示にとどめ、詳細な検討は別稿に譲りたい。
- 144 とすることは、過度な要求であるといえよう。 そうだとすれば、過失犯においても制限的正犯概念が妥当することを背景に、過失の競合事案の場合にこれらの特別な帰属根拠が必要である 刑集五七巻七号九五○頁(高速道路侵入事件)や最決平成一八年三月二七日刑集六○巻三号三八二頁(トランク監禁致死事件)など参照)。 ちに共同正犯や間接正犯といった特別な帰属根拠が必要とされるわけではない(たとえば、典型的な事案として、最決平成一五年七月一六日 周知のとおり、 制限的正犯概念が妥当することに争いのない故意犯においてさえ、他者の行為が介在する場合に、そのことからただ
- 145 **危険増加論に対する批判や、それに対する危険増加論からの反論を取り扱う文献は、日独両国において、枚挙に暇がない。ここではさしあ** 近時これらの点について詳細な紹介・分析を行っている古川・前掲注(5)二六六頁以下を挙げるにとどめる。
- 146 同様の指摘をなすものとして、たとえば、古川・前掲注(5)三二二頁、三四四頁以下がある。
- 147 他者の合義務的態度を仮定しなければ、結果が回避されたであろうとはいえない場合には、行為者が他者の義務違反的態度を理由に免責を主 張することはできないとしており、同趣旨の理解を示しているものと思われる。 Sternberg-Lieben/Schuster, a. a. O. (Anm. 65), § 15 Rn. 176. せん、Kahrs, a. a. O. (Anm. 79), 17 f. や、 行為者の合義務的態度に加えて、
- 148 がみられる。 Duttge, a. a. O. (Anm. 60), § 15 Rn. 166 ff. なお、小林・前掲注 (5)三八頁以下や、古川・前掲注 (5)三四五頁以下などにも、同趣旨の理解
- (至) BGHSt 37, 106. Vgl auch *Magnus*, a. a. O. (Anm. 65), 403.
- $(\stackrel{\textstyle \frown}{\boxtimes})$ Vgl. etwa Puppe,a. a. O. (Anm. 84), 357 ; auch BGHSt 48, 77.
- (回) Duttge, a. a. O. (Anm. 60), § 15 Rn. 166 ff. は、この点を強調しているように思われる。
- (52) 小林・前掲注(5)三九頁以下、古川・前掲注(5)三四五頁参照。
- (53) 古川・前掲注(5)三四五頁の事例⑦を参照
- 150 BGH NJW 2010, 1087
- このようなLGの証拠評価を疑問視したのは前述のとおりである 本件において、LGは、証拠上、市の責任者らは必要な対策を講じていたであろうと認定することはできないとしたのに対し、 BGHが、
- 156 責の主張は認められないとして、 なお、Duttge, a. a. O. (Anm. 60), § 15 Rn. 166 は、アイススケート場事件においても、 結果回避可能性要件にあたる義務違反連関の存在が否定されないとする。 市の責任者らによる義務違反的態度を理由とした免

- 157 小林・前掲注(5)四八頁
- 158 Greco, a. a. O. (Anm. 73), 691
- うな、情報提供をするなどして他者を結果回避のために介入させるべき注意義務に行為者が違反した事例を念頭において、他者の義務違反的 いたであろうことを前提にしてよいとする石塚・前掲注(6)四四頁、 同趣旨の理解は、たとえば、監督過失の事案において、監督者について結果回避可能性を判断する際には、 林(陽)・前掲注(51)二五三頁以下や、膿瘍事件や血液バンク事件のよ 被監督者が注意義務を履行して
- 160 ても垣間見える このような事例にあたるものとして、最判平成一五年一月二四日集刑二八三号二四一頁(黄色点滅信号事件)など。この点については、古

態度による免責の主張は許されないと捉える *Puppe*, a. a. O. (Anm. 100), \$2 Rn. 27 ; dies., a. a. O. (Anm. 69), Vor \$8 13 ff Rn. 133 などにおい

161 含んだ注意義務の総体に関する結果回避可能性を考慮すべきであるとする主張(たとえば、小林・前掲注 (5)四八頁、Ast, a. a. O. (Anm. 78) それゆえ、 過失の競合事案の場合には、行為者の注意義務そのものに関する結果回避可能性の存否を問うのではなく、 他者の注意義務をも

川・前掲注(5)三四六頁にも同趣旨の指摘がみられる。

- 648 f.)には、疑問が残る
- 163 162 同様の疑問を示すものとして、林 本稿四1(1)で紹介したBGH判例を参照 (幹)・前掲注(6)七四頁

同趣旨の指摘をなすものとして、たとえば、島田・前掲注(4)一一一頁など。

164

- 165 動を信頼することが相当でない特別の事情がある場合には、結果回避可能性判断にあたって、他者による注意義務の履行を仮定することは許 が許されない場面を想定するにあたっては、信頼の原則の例外にあたるケースが参考になるという。その意味するところは、 Vgl. dazu Greco, a. a. O. (Anm. 73), 691. なお、Greco によれば、このような経験則が否定され、他者による注意義務の履行を仮定すること
- (断) この問題について詳細に検討を加えている近時の論考として、たとえば、古川・前掲注 (5)、樋口亮介「注意義務の内容確定基準 比例

166

同趣旨の指摘をなすものとして、たとえば、石塚・前掲注(6)四四頁など。

されないということであろう

168 注意義務を判断する可能性を模索した同一判例における刑法上の注意義務と刑法外の義務との関係性について」中央大学大学院研究年報法学 る個人の注意義務の論定」中央大学大学院研究年報法学研究科篇四五号(二〇一六年)二七一頁、行政法規などの刑法外の義務を標準として 原則に基づく義務内容の確定」髙山佳奈子・島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』(成文堂、二〇一四年)一九五頁以下など この問題についてはすでに、不作為型の過失競合事案を念頭に注意義務の内容確定基準の定立を試みた拙稿「過失不作為の競合事案におけ

研究科篇四六号(二〇一七年)三七三頁にて検討を行ってきたが、

過失の競合事案における結果回避可能性判断について(二・完)(谷井)

いずれも断片的なものにとどまるものであったことから、今後は、過失の

ける結果回避可能性判断の前提となる「行為者の注意義務の履行の仮定」という問題についても、一定の解決を示すことが可能となる。 競合事案一般に妥当しうる注意義務の内容確定基準を理論化することが必要となろう。それにより、本稿で明らかにした過失の競合事案にお

一 一 六

(本学法学部助教・本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)